平成 23 年 10 月 24 日

各　　位

会 社 名　マ　ニ　ー　株　式　会　社
代表者名　代表執行役社長　松谷 正明
（コード 7730　東証第二部）
問合せ先　執行役専務　髙井 壽秀
電　　話　028－667－1811

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 10 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 11 月 22 日開催予定の第 52 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

関連法令と現行の規定を見直し、文言の修正等を行うものであります。

２．定款変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第３章株主総会	第３章株主総会
（決議の方法）	（決議の方法）
第 19 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。	第 19 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
第５章指名・報酬・監査委員会	第５章指名・報酬・監査委員会
（員数等）	（員数等）
第 38 条	第 38 条
１　条文省略	１　現行どおり
２　指名・報酬委員会の委員のうち、過半数は、社外取締役であって当会社の執行役でない者とする。	２　指名・報酬・監査委員会の委員のうち、過半数は、社外取締役とする。
３　監査委員会の委員については、当会社若し	３　監査委員会の委員については、当会社若し

くはその子会社（会社計算規則第２条第３項第 20 号にいう連結子会社を含む。）の執行役若しくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者として、その過半数は、社外取締役であって当会社の執行役でない者とする。	くは子会社の執行役若しくは業務執行取締役または当会社の子会社の会計参与若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。

以　上